

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお
知らせ

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和8年2月5日 新潟地方法務局新発田支局 登記官 山際 純

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (m ²)
	所在	地番		
1102-2023-0005	新発田市浦字助橋下	155	原野	85